



## 防火管理

消防法では、多数の人が利用する防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成など、「防火管理上必要な業務」を行わなければならないとされています。

## 防火管理者選任対象施設

### ① 避難困難施設等

特別養護老人ホーム、救護施設、認知症高齢者グループホームなどで建物全体の収容人員が10人以上のものが該当します。

### ② 特定防火対象物

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途の建物で、建物全体の収容人員が30人以上のものが該当します。

### ③ 非特定防火対象物

共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途の建物で、建物全体の収容人員が50人以上のものが該当します。

※定員50名のため、受講者多数希望の場合、上記対象物①、②、③の順で曾於地区管内の未選任事業所を優先とします。

- 講習会日時：令和4年10月18日（火）、19日（水）の2日間（第1回）  
令和4年10月20日（木）、21日（金）の2日間（第2回）

受付 8時30分～8時50分  
講習時間 9時00分～16時00分（1日目）  
9時00分～12時00分（2日目）

- 講習会場：大隅曾於地区消防組合 曾於消防署2階研修室  
曾於市大隅町岩川5950番地

3 受講申込書の提出先

- ・大隅曾於地区消防組合 曾於消防署  
曾於市大隅町岩川 5 9 5 0 番地 電 話 099(482)0559
- ・大隅曾於地区消防組合 財部分署  
曾於市財部町南俣 1 1 3 6 6 番地 1 電 話 0986(72)0119
- ・大隅曾於地区消防組合 末吉救急分駐所  
曾於市末吉町二之方 1 8 5 1 番地 2 電 話 0986(72)9119
- ・大隅曾於地区消防組合 志布志消防署  
志布志市志布志町志布志 4 2 8 番地 2 電 話 099(472)0119
- ・大隅曾於地区消防組合 大崎分署  
曾於郡大崎町井俣 2 4 4 2 番地 4 電 話 099(476)0119

※申込書は、消防組合ホームページからダウンロードしてください。

4 受講申込み受付期間

令和4年9月1日（木）～ 9月16日（金）

※郵送での受付の場合、郵送した時点で、すでに定員に達しているなどの問題が生じる可能性もございますので、必ず事前に消防署への問い合わせをしてください。また受講票の返信のため、返信用封筒（長形3～4号）と84円切手を貼りつけて同封してください。

5 定員：50名程度（各25名）

定員になり次第受付は終了いたします。

講習会に関するお問い合わせ先

大隅曾於地区消防組合消防本部予防課

電話 099-482-5577

